

資源開発事業等専門職員等就業規則

平成 16 年 2 月 29 日
2004 年（総企）規程第 19 号
最終改正 令和 5 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この規則は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の資源開発事業等専門職員及び年俸契約職員（以下「資源開発専門職員」という。）の就業に関する事項について定めることを目的とする。

2 この規則に定めた事項のほか、資源開発専門職員の就業に関する事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他関係法令の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 資源開発事業等専門職員とは、民間企業、研究機関等における実績を生かして資源開発管理等の専門業務を担当する者をいう。

2 年俸契約社員とは、個別の年俸契約に基づき採用されたプロジェクトマネージャーその他理事長が特に指定する重要な職務を担当する者をいう。

3 資源開発専門職員は、期間の定めのある雇用契約を締結した者（以下「有期雇用契約者」という。）及び期間の定めのない雇用契約を締結した者（以下「無期雇用契約者」という。）に区分する。

4 有期雇用契約者のうち、次の各号の一に該当する場合は、有期雇用契約の期間満了の翌日から無期雇用契約者に転換することができる。

(1) 機構からの申し出による場合

(2) 通算契約期間が 5 年を超える者（法令の規定により無期転換請求権を有しない者を除く。）で、法令の規定に基づく本人の申し出による場合

5 前項第 2 号の通算契約期間は、平成 25 年 4 月 1 日以降に開始する有期雇用契約の期間を通算する。ただし、雇用契約が締結されていない期間が連続して 6 ヶ月以上ある場合は、それ以前の契約期間は通算期間に含めない。

（契約）

第 3 条 資源開発専門職員に係る個別契約（民間企業から出向派遣された職員の扱いについては当該出向元との契約）においては、業務内容、契約期間、給与の額その他必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第 4 条 次の各号に掲げる事項については、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構就業規則（2004 年（総企）規程第 7 号）（以下「就業規則」という。）の規定を準用する。ただし、非常勤の資源開発専門職員については、この限りではない。

(1) 勤務心得（第 3 条から第 6 条まで）

(2) 勤務時間、休憩及び休日（第 7 条から第 9 条まで）

(3) 時間外勤務及び休日出勤（第 10 条から第 14 条まで）

(4) 出勤、退出及び欠勤（第 15 条から第 21 条まで）

- (5) 休暇等（第22条から第27条まで）
- (6) 異動及び昇格等（第28条から第29条まで）
- (7) 採用（第33条から第35条まで）
- (8) 休職、退職及び解雇等（第36条から第44条まで。ただし、有期雇用契約者については第39条第1項第4号、第39条の2、第39条の3を除く）
- (9) 保健衛生（第45条から第49条まで）
- (10) 災害補償（第50条及び第51条）
- (11) 褒賞及び懲戒（第52条から第54条まで）

（給与）

第5条 資源開発専門職員の給与については、業務内容、経歴等を考慮して定める。

- 2 有期雇用契約者の給与の額は特に必要があると認められる場合には、これを増額又は減額することができる。
- 3 無期雇用契約者の給与については、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構職員給与規程（2004年（総企）規定9号）（以下「給与規程」という。）別表第1（以下「別表第1」という。）の等級号俸を用いてその本俸月額を定め、手当は、給与規程第12条、第13条、第17条及び第19条の規定を準用し支給する。
- 4 前項の別表第1は、毎年4月1日に現に適用しているものとし、その後、別表第1が改定され、当該4月1日を含む改定後の別表1の遡及適用が定められた場合においても遡及適用を行わないものとする。

（欠勤者の給与）

第6条 資源開発専門職員が業務上の負傷又は疾病により、出勤できない場合で、就業規則に規定する届出があったときは、契約期間の満了まで第5条に規定する給与の全額を支給することができる。

- 2 資源開発専門職員が業務上以外の傷病により出勤できない場合で、就業規則に規定する届出があったときは、次の各号により第5条に規定する手当の全額を支給することができる。ただし、有期雇用契約者については、契約期間の満了後はこの限りではない。

(1) 結核性疾患による場合は1年

(2) 前号の疾患以外による場合は6ヶ月

- 3 前項第1号又は第2号に規定する期間を超えて出勤できない資源開発専門職員については、その超える期間は第5条に規定する給与の100分の80（超える期間が1年（同項第1号に該当する場合にあっては2年）を超える期間にあっては100分の60）を支給する。ただし、有期雇用契約者については、契約期間の満了後はこの限りではない。

（慰労金）

第7条 有期雇用契約者には、慰労金は支給しない。

- 2 無期雇用契約者が退職したとき又は就業規則第41条の規定により解雇されたときは、慰労金を支給する。ただし、就業規則第42条第1項第2号又は第3号の規定により解雇されたときは支給しない。

- 3 前項の慰労金の額は、無期雇用契約者になってからの勤務年数に10,000円／年を乗じた額を支給する。

- 4 慰労金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、その者が無期雇用契約者となった日の属する月から退職又は解雇された日の属する月までの年月数とする。なお、勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。
- 5 前項の勤続期間のうち、停職又は育児休業により職務に従事することを要しない期間が1ヶ月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を勤続期間から除算する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年2月29日から施行する。
- 2 無期雇用契約者が60歳に達した日後における最初の4月1日以降の職務、手当、出張時の等級については、改めて機構が定めることとする。
- 3 当分の間、無期雇用契約者の本俸月額を、第5条の規定にかかわらず、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以降、当該職員に適用される俸給表の本俸月額に、百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるもの）とする。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 平成28年12月31日に在籍している資源開発事業等専門職員については、介護休業の取扱いに関する要領（2004年（総企）要領第7号）第2条第3項及び第5条第3項の「93日」とあるのは「186日」とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。